

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

久留米市

### 2 構造改革特別区域の名称

久留米市地域密着共生型福祉特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

久留米市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 久留米市の障害者施策の状況

久留米市では、「障害がある人も、ない人も、ともに暮らせるまちづくり」を目指して、これまで様々な障害者施策を展開してきた。

障害者の意識においても、近年は、ノーマライゼーションの理念の浸透とともに、住み慣れた地域や家庭で自立した暮らしを営み、社会参加しようという意識が高まってきており、今後の障害者施策の方針となる久留米市障害者計画・障害福祉計画においても、障害児（者）の地域での暮らしを支援する施策の展開は、積極的に対応すべき重要な課題として、現在、策定を進めているところである。

しかしながら、現状では、障害者の日常生活を支える日中活動系事業所及び短期入所系事業所の整備については、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況にある。

○久留米市内の日中活動系事業所及び短期入所系事業所の施設数

(平成24年1月1日現在)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
日中活動系 事業所	生活介護・自立訓練 等	13	26	17	
	児童デイサービス	0	0	0	1
短期入所系 事業所	短期入所（宿泊）	4	10	1	9
	日中一時支援	3	14	1	10

#### (2) 久留米市における小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況

小規模多機能型居宅介護は、居宅で、またはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものである。久留米市

では、その意義を高く認め、積極的な整備を進めてきた結果、小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況は全国平均を大幅に上回っている状況である。

また、交付金による市補助金を利用しないで、独自に民家を改修した整備等も行われるなど、民間事業者の整備意欲も高く、平成18年4月の制度施行とともに2事業所が指定を受け、平成24年1月1日現在で28事業所を指定したところである。

### (3) 地域密着共生型福祉サービスの必要性

指定通所介護事業所における障害児（者）の受入れについては、平成18年10月1日より構造改革特別区域の認定を受けずに実施できることとなった。

しかしながら、指定通所介護事業所は一般的には規模が大きく、家庭的な雰囲気とは言い難く、サービス提供エリアも同一日常生活圏域を超えた、比較的広域的な事業の展開が一般的である。また、当然ながら、通所サービス以外のサービスを利用する場合は、他の事業所を利用することとなる。

これに対し、小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模な家庭的雰囲気の中で、通い・宿泊・訪問のサービスを一体的に提供できるだけでなく、原則として日常生活圏域内でサービスの利用・提供が行われる地域密着型であることが大きな特徴となっている。そのため、身近な地域の中で利用者のニーズに柔軟に対応したサービスの展開が可能となり、本市において整備が進んだ小規模多機能型居宅介護事業所の機能を活用し、障害児（者）に対し必要なサービスを提供していくことは、地域に根ざした障害児（者）の福祉サービス基盤の強化を図る上で極めて有効である。

また、身近な地域で地域住民の目に触れながら、高齢者と障害児（者）を区別することなく福祉サービスを提供していくことは、地域福祉を核とした新たな地域コミュニティの創造に繋がるものであると考える。

よって、本市において特定事業934（指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業）を実施し、指定小規模多機能型居宅介護事業所に当該特例措置を適用して、障害児（者）と高齢者を区別することなくサービスを提供していく必要がある。

### (4) 構造改革特別区域計画の範囲である久留米市の特性

構造改革特別区域計画の範囲である久留米市の人口と障害者手帳保持者数は次のとおりである。

(平成23年4月1日現在)

人 口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
302,567	12,977	1,997	1,609

一方、障害児（者）の生活や日中の活動を支援する日中活動系事業所及び短期入所系事業所の設置状況は（１）久留米市の障害者施策の状況のとおり、障害児（者）のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

また、身近な地域でサービスを提供するための基盤整備についても住み慣れた地域での暮らしを継続したいと願う障害児（者）の意向にも十分対応が出来ていない状況にある。

こうしたことから、久留米市において、当該特例措置により、地域に密着した指定小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児（者）に対し福祉サービスを提供していく必要がある。

## 5 構造改革特別計画の意義

本市が平成18年1月に実施した「障害者（児）実態調査」によれば、自宅や地域で生活している障害者の大半は、今後も地域で生活し続けることを望んでおり、また、福祉施設などに入所している障害者でも、自宅や地域で暮らしたいと考えている人は少なくないという結果となっている。

このようなニーズに応え、障害者の自立を支援していくためには、身近な地域でのサービス基盤の充実が不可欠となる。

構造改革特別区域計画の認定により、指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用できるようになることから、身近な地域の中で障害児（者）が利用できる社会資源の増加につながり、障害児（者）の地域での自立を支援していくことになる。

さらに、全国的にみても、本市では、指定小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進んでおり、平成18年度末には、11の日常生活圏域の全てを整備し、本市のこの特性を活かした当該特区認定は、

- （１）住み慣れた地域にある指定小規模多機能型居宅介護事業所で障害児（者）がサービスを受けることが可能になる。
- （２）高齢者、障害児（者）が同じ事業所で、小規模な家庭的雰囲気の中でサービスを受けることが可能になる。
- （３）上記（１）及び（２）により、障害児（者）の住み慣れた地域での自立した暮らしの支援が可能になる。
- （４）ノーマライゼーションの意識の浸透、啓発及び福祉を核にした地域コミュニティの構築につながる。
- （５）対象者の拡大により、地域の福祉ビジネスの機会拡大・創出につながる。

などの点において、大きな意義を持つものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

久留米市では、昭和60年度に「久留米市障害者福祉長期行動計画（第1次）」、平成8年度に「久留米市障害者福祉長期行動計画（第2次）」を策定し、ノーマライ

ゼーションの理念のもと「障害がある人もない人も、ともに暮らせるまちづくり」の実現に向け、障害者に関わる様々な施策を進めてきた。

平成23年度までの「久留米市障害者計画・障害福祉計画」においても、ノーマライゼーションの理念を基本とした「障害がある人もない人も、ともに暮らせるまちづくり」という考え方は変わらず、本市の障害者福祉政策における基本理念となるものである。

特に、平成23年2月から3月に実施した「障害者（児）実態調査」によると、自宅や地域で生活している障害者の大半は、今後も地域で生活し続けることを望んでおり、また、福祉施設などに入所している障害児（者）でも自宅や地域で生活したいと考えている人は少なくない結果となっているなど、地域での暮らしを望む障害児（者）の暮らしを支援するサービス基盤の充実が今後の重要な政策課題としてクローズアップされている。

また、障害児（者）の地域での暮らしには、ともに地域で生活する仲間として、地域の住民が障害を正しく理解し、人権を尊重する文化・地域コミュニティを形成していくことが不可欠であり、障害者理解のための啓発等も解決すべき課題となっている。

よって、これらの課題に対応していくための施策として、既に、整備が進んでいる地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所で障害児（者）へのサービスの提供を可能にするため、特定事業934（指定小規模多機能型居宅介護事業における障害児（者）の受入事業）を実施し、高齢者と障害児（者）を区別せず、身近な地域で多様なサービスを提供できる環境を構築し、地域福祉を核とした新たなコミュニティの創造を推進していくものである。

また、高齢者だけでなく障害児（者）にもサービス対象を拡大していくことは、事業の効率化と安定化につながり、NPO等多様な事業主体の参入を促進するものであり、福祉サービスによる地域の活性化が図られるものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 障害児（者）サービスの向上と家族等の負担の軽減

住み慣れた地域の中にある指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用することが可能になるとともに、家庭的雰囲気の中で、高齢者と障害児（者）が同じ事業所でサービスを受けることも可能になる。

また、障害児（者）の利用可能な事業所が増大するだけでなく、小規模多機能型居宅介護事業所には休業日がないことや、身近な地域での利用に伴う送迎時間の短縮も可能となることなどから、介護する家族にとっても、負担の軽減につながるものである。

こうしたことから、障害児（者）の住み慣れた地域での自立した暮らしの支援が可能になる。

(2) ノーマライゼーションの意識の浸透・地域コミュニティの構築

身近な地域で高齢者も障害児（者）も対象とした多様なサービスを提供する拠点が整備され、地域住民の目に触れていくことは、ノーマライゼーションの意識の浸透・啓発につながるるとともに、地域福祉を核とした新たなコミュニティの形成へと発展していく可能性を持つものである。

(3) 小規模多機能型居宅事業所の経営安定と福祉ビジネスの創出

指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用対象者の拡充により、サービスの利用率が向上する。このことは、事業所経営の安定と、ひいては効率的で質の高いサービスの提供につながるものである。

結果として、事業参入のハードルが低くなることから、新たな事業所の参入が促進され、福祉ビジネスの創出につながる。

(4) 計画区域内でのサービス供給量の増大

当初から、この特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、現在のところ一箇所あたり2～3名程度の障害児（者）の受入れを予定している。

また、計画区域では、第5期介護保険事業計画の最終年度（平成26年度）までに、現時点で、指定小規模多機能型居宅介護事業所が37事業所程度にまで増加が見込まれる。

今後、これらの事業所を対象に障害児（者）の受入れに関する支援策を展開し、受入れ事業所数・人数の増加を図っていく。

8 特定事業の名称

934

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) コミュニティビジネス仕事創造塾の開催

起業に関する必要なスキルを修得するために継続して研修・講習を行うコミュニティビジネス仕事創造塾を開催し、地域に密着したコミュニティビジネスの企業化を支援する。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所職員研修会の開催

障害児（者）を受け入れる、指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員に対する、高齢者、障害者、障害児などの分野を横断する、総合的な研修の実施

(3) 在宅障害児（者）日中一時支援事業

指定小規模多機能型居宅介護事業所等で、一時的に見守り等の支援が必要な障害児（者）の日中における活動の場を提供する事業の実施

## 別紙

### 1 特定事業の名称

934

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

### 2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画の認定後

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業の内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所で、定員の枠内で障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

#### (2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

##### ① (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：特別医療法人 楠病院

住所：福岡県久留米市日吉町115

##### (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：小規模多機能事業所 ひだまり

住所：福岡県久留米市六ッ門町11-42

##### ② (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：麻生介護サービス株式会社

住所：福岡市博多区博多駅前3丁目25-24八百治ビル3F

##### (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：アップルハートのやわらぎ久留米

住所：福岡県久留米市国分町824-9

##### ③ (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

名称：有限会社 エスピーライフ

住所：福岡県久留米市南三丁目3-1

##### (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：みなみの家

住所：福岡県久留米市南二丁目27-17

- ④ (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所  
名称：有限会社 ケイ・シー・エステート  
住所：福岡県久留米市諏訪野町 2 7 3 0 - 2
- (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所  
名称：いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館  
住所：福岡県久留米市西町 1 1 0 1 - 1 6 区画整理 4 1 - 2 - 2

(3) 新たに本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

- ① (ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所  
名称：株式会社 和みや  
住所：福岡県久留米市国分町 1 7 2 番地 3
- (イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所  
名称：小規模多機能のいえ 和居和居  
住所：福岡県久留米市国分町 1 7 2 番地 3

(4) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

- ・ 特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し、久留米市立ちとせ園（知的障害者施設）、福岡県立リハビリテーションセンター（身体障害者施設）等の職員を講師として招き、研修会を開催し、障害児（者）を適切に処遇するために必要な知識や技能を修得する。
- ・ 特区内で既に障害児（者）に対するサービスを提供している事業所の職員を講師として招き研修会等を開催するとともに、障害児（者）施設と特定事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所との情報交換・実習の場等を設け必要な技術的支援を行い、サービスの質的向上に努める。

※ 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している上記 4 事業所の運営法人もしくは、運営法人の母体法人については、特区内において障害児（者）に対する障害者自立支援法に基づくサービスを提供している実績を有している。

※ 新たに本特例措置の適用を受けることを想定している上記事業所については、サービス管理責任者をはじめ、職員の多くは既に特区内において障害児（者）に対する障害者自立支援法に基づくサービスを提供している実績を有している。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

久留米市では、介護が必要な状態になった場合でも、住み慣れた地域での暮らしをできるだけ継続していけるように、厚生労働省の「地域介護・福祉空間整備等交付金」を活用し、地域密着型サービスの整備に努めている。特に、小規模多機能型居宅介護事業所については、※全国的にみても非常に高い水準で整備が進んでいる状況にある。

一方、久留米市における障害者の生活や日中の活動を支援する日中活動系



事業所及び、家族のエンパワメントのための短期入所系事業所の設置状況は次のとおりであり、障害児（者）のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

(平成24年1月1日現在)

		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
日中活動系 事業所	生活介護・自立訓練 等	13	26	17	
	児童デイサービス	0	0	0	1
短期入所系 事業所	短期入所（宿泊）	4	10	1	9
	日中一時支援	3	14	1	10

地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所については、文字通り地域に密着した小規模な家庭的雰囲気の中で、通いを中心に訪問や泊まりのサービスを一体的に実施できることから、様々な福祉ニーズに対応可能なため、整備が進んだ小規模多機能型居宅介護事業所で、障害児（者）に対するサービスを展開していくことは、障害児（者）の地域生活の支援に資するだけでなく、新たな地域福祉の拠点の創造につながり、地域の福祉基盤の強化を図る上で極めて有効であると考えます。

このため、「久留米市地域福祉計画」においても、障害者、高齢者等の対象者を限定せずに誰でも利用できるような多機能型・共生型サービス等新たな福祉サービス事業の展開を推進することとして、現在策定を進めているところである。

また、身近な地域で多様なサービスを提供する拠点が整備され、地域住民の目に触れていくことは、地域福祉を核とした新たなコミュニティの形成へと発展していく可能性を有するものと考えられる。

よって、当該規制の特例措置により、指定小規模多機能型居宅介護事業所で障害児（者）の受入事業を行うことは、ノーマライゼーションのまちづくりを進める本市において、極めて有効な施策であり、障害児（者）に対する住み慣れた地域での福祉サービスを提供していく必要があると考えます。

※ 平成24年12月末現在で、全国3,337事業所中、久留米市では28事業所。

## (2) 要件適合性を認めた根拠

### ① 小規模多機能事業所 ひだまり

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービス利用定員 15人
- ・宿泊サービス利用定員 5人

※ 通いサービスの利用定員は15人で、推計した利用者数は9人

※ 障害児（者）の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サー

ビス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ア 居間及び食堂の合計面積 63.95㎡

イ 基準上の必要面積 45㎡ (3㎡×15人)

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ア 個室の数 3室

イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上

(個室床面積の合計:23.67㎡÷3=7.89㎡)

ウ 個室以外の宿泊室の面積 14.86㎡

居間のうち、7.43㎡×(5-3)=14.86㎡以上の面積をプライバシーを確保するためパーテーションで区切り、宿泊室(2室分)として確保

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数9人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	4		1			1
非常勤(人)	4					
常勤換算後の人数(人)	6.1					
基準上の必要人数(人)	4		1		1	
適否	適		適		適	

## ② アップルハートのやわらぎ久留米

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

・登録定員 25人

・通いサービス利用定員 15人

・宿泊サービス利用定員 5人

※ 通いサービスの利用定員は15人で、推計した利用者数は15人

※ 障害児(者)の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サー

ビス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、 $3 \text{ m}^2$ に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ア 居間及び食堂の合計面積  $48.8 \text{ m}^2$

イ 基準上の必要面積  $45 \text{ m}^2$  ( $3 \text{ m}^2 \times 15 \text{人}$ )

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、 $7.43 \text{ m}^2$ 以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、 $7.43 \text{ m}^2$ に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ア 個室の数 5室

イ 各個室の床面積 各室 $7.43 \text{ m}^2$ 以上

(個室床面積の合計: $39.59 \text{ m}^2 \div 5 = 7.918 \text{ m}^2$ )

ウ 個室以外の宿泊室の面積 無し (全て個室)

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数15人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	6	2				1
非常勤(人)	4		1			
常勤換算後の人数(人)	7.2					
基準上の必要人数(人)	6		1		1	
適否	適		適		適	

### ③ みなみの家

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

・登録定員 10人

・通いサービス利用定員 10人

・宿泊サービス利用定員 7人

※ 通いサービスの利用定員は10人としているが、推計した利用者数9人に対応した人員を配置している。

※ 障害児(者)の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、 $3 \text{ m}^2$ に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ア 居間及び食堂の合計面積 54.3㎡  
 イ 基準上の必要面積 30㎡ (3㎡×10人)  
 (ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
- ア 個室の数 3室  
 イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上  
 (個室床面積の合計:25.21㎡÷3=8.40㎡)  
 ウ 個室以外の宿泊室の面積 34.7㎡  
 居間のうち7.43㎡×(7-3)=29.72㎡以上の面積をプライバシーを確保するためパーティションで区切り、宿泊室(4室分)として確保
- (エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。
- 通いサービス利用定員10人、利用者数9人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	2	1				1
非常勤(人)	11		1			
常勤換算後の人数(人)	4.8					
基準上の必要人数(人)	4		1		1	
適否	適		適		適	

④ いちごの里 小規模多機能型居宅介護輝き七番館

- (ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービス利用定員 15人
- ・宿泊サービス利用定員 5人

※ 通いサービスの利用定員は15人としているが、推計した利用者数9人に対応した人員を配置している。

※ 障害児(者)の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。

- (イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ア 居間及び食堂の合計面積 58.44㎡

イ 基準上の必要面積 45㎡ (3㎡×15人)

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ア 個室の数 5室

イ 各個室の床面積 各室7.43㎡以上  
(個室床面積の合計：44.5㎡÷5=8.9㎡)

ウ 個室以外の宿泊室の面積 無し (全て個室)

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

○ 通いサービス利用定員15人、利用者数9人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	3		1			1
非常勤(人)	4					
常勤換算後の人数(人)	6.1					
基準上の必要人数(人)	4		1		1	
適否	適		適		適	

### ⑤ 小規模多機能のいえ 和居和居

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

・登録定員 24人

・通いサービス利用定員 12人

・宿泊サービス利用定員 4人

※ 通いサービスの利用定員は12人としているが、推計した利用者数9人に対応した人員を配置している。

※ 障害児(者)の受入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしており、通いサービスの利用者数が9人を超える場合には、対応した人員を配置することとしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること

ア 居間及び食堂の合計面積 31.09㎡

通いサービスの利用定員12名、及び従業員4名、計16名が活動す

ることに十分な広さを有すると判断する。

(ウ) 一の宿泊室の床面積は、7.43 m<sup>2</sup>以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43 m<sup>2</sup>に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ア 個室の数 2室  
 イ 各個室の床面積 各室7.43 m<sup>2</sup>以上  
 (個室床面積の合計：19.85 m<sup>2</sup>÷2=9.9 m<sup>2</sup>)

ウ 個室以外の宿泊室の面積 15.74 m<sup>2</sup>  
 居間のうち7.43 m<sup>2</sup>×(4-2)=14.86 m<sup>2</sup>以上の面積をプライバシーを確保するためパーティションで区切り、宿泊室(2室分)として確保

(エ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

○ 通いサービス利用定員12人、利用者数9人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	3	1		1		1
非常勤(人)	5	1		1		
常勤換算後の人数(人)	4.2		/		/	
基準上の必要人数(人)	4		1		1	
適否	適		適		適	